

令和3年度第10回農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和4年 1月12日（水）午後1時30分から午後2時36分

2. 開催場所 鳥取市人権交流プラザ 3階 大ホール

3. 出席委員 (23名)

会長	4番	濱田香	会長職務代理者	6番	田渕	緑修
委員	1番	安東和彦	委員	14番	福安	修一
"	2番	村田幸範	"	15番	上田壽	博
"	3番	河毛早苗	"	16番	藏内敏	重雄
"	5番	下田義男	"	17番	砂川重	一
"	7番	建部憲二	"	18番	依藤利	潔
"	8番	川上信温	"	19番	竹森	恵
"	9番	猪口実	"	20番	香川	廣
"	10番	福田克彦	"	21番	柳田和	修
"	11番	中村精	"	23番	加藤	
"	12番	福田淳一郎	"	24番	岩永正	司
"	13番	山田準二	"			

4. 欠席委員 (1名)

委員 22番 石谷 隆 委員

5. 報告委員 (農地利用最適化推進委員: 11名)

旧市	霜田英之	邑美	竹内七郎
高草	佐藤徳太朗	湖南	森清美
湖南	木浪哲夫	国府町	福田惠
用瀬町	池本和明	気高町	浜辺信康
気高町	藤本武夫	青谷町	津本和美
青谷町	伊藤茂		

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事

議案第 60号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 61号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 62号 非農地証明について

議案第 63号 鳥取市農用地利用集積計画について

議案第 64号 鳥取市農用地利用配分計画について

第3 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について
- (2) 農地法第4条第1項第9号の例外規定による届出書の受理について
- (3) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について
- (4) 農地転用の制限の例外（認定電気通信事業等）による事業計画書の受理について
- (5) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (6) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について
- (7) 農地の形状変更届出書の受理について
- (8) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

7. 事務局 谷口局長 田中局長補佐 堀係長 坂本主任 西村委会計年度任用職員

8. 会議内容

	開会：午後 1 時 30 分
事務局長	ただ今から、令和3年度第10回鳥取市農業委員会総会を開会します。 (鳥取市農業委員会憲章唱和)
事務局長	それでは、濱田会長にあいさつをいただきます。 (会長あいさつ)
事務局長	まず、定足数の確認ですが、本日は議席番号22番の石谷委員が欠席です。24名中23名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項により、本会は成立していることを報告します。 以降は、鳥取市農業委員会会議規則第4条第1項の規定に基づき、会長に議長として進行をお願いします。
議長	それでは、議事に入る前に議事録署名委員の指名をします。 本日の議事録署名委員は、議席番号13番 山田委員、14番 福安委員にお願いします。それでは、議事に入ります。
議長	議案第60号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	整理番号37番から43番までの7件になります。整理番号37番は長柄で贈与となっています。38番は用瀬町安蔵で贈与です。39番は的場で交換になっています。整理番号40番は叶と数津で売買となっています。41番は八坂で売買です。42番は青谷町亀尻で贈与となっています。43番は青谷町大坪で売買となっています。
議長	整理番号37番を審議します。担当推進委員、木浪委員の報告をお願いします。
木浪委員	農業委員と2名で現地調査を行いました。内容について、8枚田んぼがありますが、現状、6枚は畑として息子さんが栽培、2枚は水田で譲渡人の父親がやっています。高齢ということもあります、息子に贈与するというものです。 息子さんは畑ですべて生計を立てており、今現在、ハウスを3棟建てているところです。チェックシートに基づきまして確認しましたが、すべて問題ないと考えます。
議長	引き続き担当農業委員、福田委員の報告をお願いします。
福田（淳）委員	現地調査には、譲受人である本人も交えて話をしました。譲受人は農業専業です。譲受人は、これからも地域に必要な方です。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	ないようですので採決に移ります。 整理番号37番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 引き続き整理番号38番を審議します。担当推進委員、池本委員の報告をお願いします。
池本委員	用瀬町の農業委員会3名で現地確認を行いました。譲渡人はこちらにはおられません。物件は未耕作地ということでしたが、現地確認を行ったときは、譲受人が耕作して

		いて、きれいになっていました。 物件の周りは、譲受人の所有地です。物件の周りには梅の木やゆずの木がありますが、すべて伐採して畑にするということです。譲受人はJAから優良農家として表彰された方で、全く問題ないと判断しました。
議長		引き続き担当農業委員、安東委員の報告をお願いします。
安東委員		先ほど推進委員が説明した通りです。
議長		質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長		ないようですので採決に入ります。 整理番号38番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長		異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 引き続き整理番号39番を審議します。担当推進委員、霜田委員の報告をお願いします。
霜田委員		法面について公社と交換ということです。交換するところは畑として管理されており、何ら問題ありません。
議長		引き続き担当農業委員、河毛委員の報告をお願いします。
河毛委員		推進委員の言う通り、チェックシートに基づいて、何ら問題ありません。
議長		質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長		ないようですので採決に移ります。 整理番号39番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長		異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 続きまして整理番号40番を審議します。担当推進委員、霜田委員の報告をお願いします。
霜田委員		譲受人は農業法人の代表取締役で、チェックシートに照らして何ら問題ありませんでした。2か所とも耕作されており、1か所には農業用倉庫がありますが、所有者が撤去されるということで、撤去した後に契約ということでした。何ら問題ないと思います。
議長		引き続き担当農業委員、河毛委員の報告をお願いします。
河毛委員		推進委員の言う通り、チェックシートに基づいて何ら問題ありません。
議長		それでは質問・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長		ないようですので採決に移ります。 整理番号40番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)

議長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 続きまして整理番号41番を審議します。担当推進委員、竹内委員の報告をお願いします。
竹内委員	農業委員と私で現地調査しました。八坂の山裾の畑であり、譲受人は自作農地23,000m ² 程度、それと畑が1,400m ² 程度、農機具も持っておられ、農業従事者での申請地を効率的に耕作できると考えます。チェックシートで確認し、農地行政上も特に支障がないと認められ、承認することに問題ないと思われます。
議長	引き続き担当農業委員、村田委員の報告をお願いします。
村田委員	ただいま推進委員が報告した通りであります、何ら問題ないと思っています。
議長	それでは質問・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	ないようですので採決に移ります。 整理番号41番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 続きまして整理番号42番を審議します。担当推進委員、伊藤委員の報告をお願いします。
伊藤委員	農業委員と事務局、私で現地確認しました。譲渡人は父親が2年前に亡くなられ、現在、青谷町には誰も住んでいないため、管理もできないので、近所におられる譲受人に譲りたいということです。譲受人は自作5反6畝ほど所有しており、チェックシートに照らし合わせても何ら問題ありませんでした。
議長	それでは質問・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	ないようですので採決に移ります。 整理番号42番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 引き続き整理番号43番を審議します。担当推進委員、津本委員の報告をお願いします。
津本委員	私と農業委員で現地調査を行いました。譲渡人は会社員で農業はやっていません。譲受人は水稻を110a、野菜、特にブロッコリーを20a程度作っています。現在この物件は、譲受人が借りて作っているところです。譲渡人の父親が昨年亡くなり、本人もこれから農業をすることはないということでした。今現在耕作している譲受人に売買するというものです。チェックシートに照らし合わせても何ら問題ないと考えます。
議長	それでは質問・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	ないようですので採決に移ります。 整理番号43番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)

議長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定といたします。 以上で議案第60号「農地法第3条の規定による許可申請について」を終わります。 続きまして、議案第61号の「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	整理番号は54番の1件です。 申請地は気高町富吉、転用目的は資材置場となっています。農地区分は第2種農地、許可根拠は代替地なしです。譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりです。
議長	それでは、整理番号54番を審議します。担当推進委員、藤本委員の報告をお願いします。
藤本委員	事前に譲受人、譲渡人と話してから、農業委員、事務局、私、申請人で現地確認しました。問題ないと思います。
議長	担当農業委員、柳田委員の報告をお願いします。
柳田委員	4筆とも小さい面積です。地理的に、西側は河内川の土手となっていますし、北側には納屋が建っている。南側は譲受人の宅地となっています。今まで荒れ地になっていて、譲渡人は今後も耕作しないので買ってほしいということで、譲受人も敷地とつながっている土地なので、資材置場にするということで購入することになったようです。 当初は露天でと考えていたが、倉庫を立てられるようです。 現地調査時には、木や草がきれいにしてありました。全く問題ないと思われます。
議長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議長	ないようですので採決に入ります。 整理番号54番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 以上で議案第61号「農地法第5条の規定による許可申請について」を終了します。
議長	続きまして議案第62号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	整理番号は130番から139番まで10件となっています。整理番号135番、137番は市街化区域です。申請地、申請者、事由、現況につきましては議案書に記載のとおりです。
議長	整理番号130番を審議します。担当推進委員、浜辺委員の報告をお願いします。
浜辺委員	以前、葉たばこをしていたところ、乾燥場や納屋等が建っていて、20年以上耕作しておらず現状ではしょうがないと思います。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	ないようですので、採決に入ります。 整理番号130番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)

議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 続きまして整理番号131番、132番を一括で審議します。担当推進委員、福田委員の報告をお願いします。
福田（惠）委員	農業委員、事務局、私で現地確認しました。本人とお会いして聞いたところ、ダムに伴い移転したところで、合併前の旧町時代に建築確認等の許可を得て建てたところです。本人さんいわくは、固定資産税等も宅地で来ていたので、何も考えなかった。この度、名義変更しようと思い確認したら、地目変更の登記が出来ていなかったと気が付いて、今回の申請になったものです。 チェックシートに照らし合わせても、人為的潰瘍地で転用の事実行為から20年以上たっており、農地行政上も特に支障がないと認められるところです。何ら問題ないと判断しました。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	ないようですので、採決に入ります。 整理番号131番、132番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認されました。 引き続き整理番号133番を審議します。 担当農業委員、岩永委員の報告をお願いします。
岩永委員	この土地は昭和49年に住宅を建築されて、その時に地目変更されずに住宅が建築されていた。この度、ここに住んでいた人が施設に入り、空き家になっており、空き家が売買されることになったが、土地が宅地になっていなかったので、この度、地目変更するために、非農地証明の申請が出されたとことです。チェックシートも何ら問題ありません。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号133番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認いたしました。 引き続き整理番号134番を審議します。担当推進委員、森委員の報告をお願いします。
森委員	農業委員、事務局、申請者、私の4人で現地を確認しました。山の中腹に位置しているところで、道幅も狭く、あぜを歩いていくようなところで、耕作に必要な水の確保が、夏になったらほとんどないようなところで、このことから40年以上前から耕作されていないところで、現在、長期間耕作放棄されていたために、杉や雑木が生い茂っています。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号134番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。

	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認いたしました。 続きまして整理番号135番を審議します。事務局説明をお願いします。
事務局	申請地は田園町3丁目。一筆は、昭和41年に住宅を建築し、住宅敷地の一部として利用しているものです。もう一筆は、隣接土地とともに昭和30年代に工場を建築し利用していたもので、その後、共同住宅の敷地として利用されていたものです。 人為的潰瘍地で転用の事実行為から20年以上経過し、農地行政上も特に支障がないと認められる土地になります。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号135番について原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認いたしました。 引き続き整理番号136番を審議します。担当推進委員、佐藤委員の報告をお願いします。
佐藤委員	農業委員、事務局の3人で現地確認しました。この土地は宅地と隣接しています、50年以上前から納屋、車庫の敷地として一緒に利用されている状況にあります。問題ないと思います。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号136番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認いたしました。 続きまして整理番号137番を審議します。事務局の説明をお願いします。
事務局	申請地は賀露町南1丁目です。現況としましては旧来より耕作しておらず駐車場として利用していたが、現在は駐車場としては利用していない状態となっているものです。 人為的潰瘍地で転用の事実行為から20年以上経過し、農地行政上も特に支障がないと認められる土地になります。
議長	質問・意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号137番について原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認いたしました。 引き続き整理番号138番、139番を一括で審議します。担当推進委員、浜辺委員の報告をお願いします。
浜辺委員	整理番号138番と139番の土地の所在が隣同士です。現況は長年耕作放棄されて

議 長	いまして、近郊一帯が復旧が困難な土地となっています。現在は、雑種地扱いとなっているものです。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号138番、139番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認しました。 以上で議案第62号「非農地証明について」を終了します。 続きまして議案第63号「鳥取市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	別紙の農用地利用集積計画をご覧ください。 訂正が1か所あります。13ページになりますが、借り手と貸し手が逆になっていますので訂正をお願いします。 利用権を設定しようとするものが、新規30件で更新が30件、合計60件です。面積は田が175, 879m ² 、畑が98, 595m ² 、樹園地その他が5, 621m ² の合計280, 095m ² となっています。また、所有権移転が1件、畑で724m ² となっています。権利種別の内訳は、賃借権25件、使用貸借権35件、所有権移転が1件となっています。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に照らし合わせたところ特に、問題は見受けられませんでした。
議 長	では、一括して質疑・意見を伺います。何かありませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	ないようですので、採決に移ります。 議案第63号「鳥取市農用地利用集積計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。 引き続き、議案第64号「鳥取市農用地利用配分計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	別紙の農用地利用配分計画（案）をご覧ください。 訂正をお願いします。2ページになります。整理番号5番で使用貸借とありますが、賃貸借の誤りでしたので、訂正をお願いします。 今回鳥取県農業農村担い手育成機構が中間管理権を取得し、農業者等に配分する農地の面積は田が37, 412m ² 、畑が5, 903m ² 、樹園地が6, 528m ² 、計49, 843m ² となっております。権利の種別の内訳としましては、賃借権が8件、使用貸借権が21件の計29件となっています。 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。
議 長	一括で質問・意見を受け付けます。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので、採決に移ります。

	議案第64号「鳥取市農用地利用配分計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。 引き続き、報告事項です。皆さん目を通していただいていると思いますが、質問・意見はございませんか。
議長	<p>報告事項</p> <p>(1) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について (2) 農地法第4条第1項第9号の例外規定による届出書の受理について (3) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について (4) 農地転用の制限の例外（認定電気通信事業等）による事業計画書の受理について (5) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について (6) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について (7) 農地の形状変更届出書の受理について (8) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について</p> <p>ないようですので、以上で本日の審議を終了したいと思います。これで令和3年度第10回鳥取市農業委員会総会を閉会といたします。</p>